

防災品奏効事例

東京消防庁

最近の火災の中で、防災品を使用していたために、被害の拡大を防げた事例を紹介します。

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
①平成25年2月 特別支援学校の体育館 (防災規制対象)	学校の体育館に設置されているどん帳に何かが放火した。査察出向中の消防職員がどん帳に燃えた跡があることを発見した。	接炎したための焼損がどん帳下部9箇所にあったが、防災どん帳であったため、それ以上の焼損にはならなかった。



①の焼損した防災どん帳
(9箇所焼損の内の4箇所)

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
②平成25年11月 小学校の体育館	どん帳を巻き上げた際、天井に設置されたスポットライトに接触し出火したもの。生徒から焦げ臭いにおいがすると、女性職員が周囲を確認すると天井付近から煙が出ているのを発見した。火災を知らされた男性職員がどん帳を下げると煙が出ていたので消火器で初期消火した。	どん帳に若干の焼損が発生したが、早期発見により初期消火できたことと防災どん帳であったことにより延焼拡大には至らなかった。



②のライトとどん帳が接触した部分



②のどん帳の焼損箇所と焼損部分の写真（右）

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
③平成25年11月 工事現場	街灯の電源線が破断して漏電状態となったため、工事用シートに接していたメッセンジャワイヤに電気が流れ過熱し出火したもの。通行人が工事用シートから炎が出ているのを発見した。	工事用シートが若干焼損したが、防災物品であったため、それ以上の延焼には至らなかった。
④平成25年11月 テレビスタジオ (防災規制対象)	スポットライトと天井材（舞台用合板）の距離が近かったため、スポットライト点灯時に熱により合板が出火したもの。スポットライトを点検していた業者が天井部分から炎が出ているのを発見した。火災を知らされた他の職員は、スポットライトを消灯しさらに濡れタオルで初期消火した。	舞台用合板がライトの熱により若干焦げたが、早期の対応ができたことと、防災合板であったことによりそれ以上の延焼拡大には至らなかった。



③の焼損した工事用シート



④の一部が焦げた舞台用合板

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
⑤平成25年12月 高校の教室	冷蔵庫の過負荷リレーの接点溶着により出火したもの。教員が冷蔵庫背面のカーテンに焼けた跡があることを発見した。	防災のカーテンであったため、壁の焦げ及びカーテンの一部焼損だけに止まった。



⑤の冷蔵庫が置かれていた状態



⑤の冷蔵庫背面の壁及びカーテンの状態

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
⑥平成26年1月 病院の病室 (防災規制対象)	入院患者が布団（非防災製品）に放火したもの。布団からカーテン（防災物品）に延焼した。看護師がナースセンターで勤務中、焦げ臭いにおいがするので病室を確認するとカーテンから煙が出ているのを発見した。火災を知らされた他の看護師が消火器で初期消火した。	カーテンは接炎したため焦げたが、初期消火ができたこと、防災物品であったことにより部分的な焼損に止まった。



⑥の病室の状況
右手前が燃えた布団（非防災製品）
左が一部焼損した防災カーテン

時期/場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
⑦平成25年3月 屋外駐車場	駐車中の車両に付けられていたボディカバーに何者かが火のついたたばこを投げ捨てたため焼損した。近隣者が駐車場内を掃除していたところ、ボディカバーに燃えた跡があるのを発見した。	ボディカバーは縦1cm、横3cmの範囲で楕円状に焼損したが、防災製品であったのでそれ以上の延焼には至らなかった。
⑧平成25年5月 屋外駐車場	車庫に駐車中の車両のボディカバーに何者かが放火した。車両の所有者が外出した際に、自分の車両にかぶせてあるボディカバーに焦げた跡があるのを発見した。	ボディカバー2箇所放火された跡があったが、防災製品であったのでそれ以上の延焼には至らなかった。
⑨平成25年4月 屋外駐車場	車庫に駐車中の車両のボディカバーに何者かが放火した。車両の所有者が外出した際に、自分の車両にかぶせてあるボディカバーに焦げた跡があるのを発見した。	ボディカバーは縦5cm、横5cmの範囲で焼損したが、防災製品であったのでそれ以上の延焼には至らなかった。



⑦のボディカバーの焼損状態 (白いものはたばこ)



⑧のボディカバー下部の焼損状態



⑨のボディカバーの焼損状態



⑨の焼損部分の拡大写真